

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

募集要項

（平成 28 年 6 月 30 日改訂版）

平成28年6月30日

浜松市上下水道部

目次

はじめに	1
第1 本公募の概要	2
(1) 公共施設等の管理者の名称	2
(2) 担当部局	2
(3) 募集要項等	2
第2 本事業の概要	4
(1) 事業の背景・目的	4
(2) 基本運営方針	4
(3) 用語の定義	5
(4) 本事業の対象施設	5
(5) 事業場所	6
(6) 事業方式	6
(7) 事業の範囲	6
(8) 事業期間	9
(9) 使用料及び利用料金	11
(10) 利用料金の設定及び収受	12
(11) 事業の費用負担	14
(12) 改築等の取扱い	15
(13) 市から運営権者への職員の派遣	16
(14) 運営権者が支払う運営権対価	16
(15) リスク分担の基本的な考え方	16
(16) 事業の実施状況のモニタリング	16
(17) 保険	17
(18) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	17
(19) 金融機関又は融資団と市との協議	17
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	18
1 募集及び選定の方法	18
2 選定スケジュール	18
3 応募者の参加資格要件	18
(1) 応募者の構成	18
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の資格要件	19
(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件	21
4 公募手続き等	22
(1) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催	22
(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与	23
(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表	24

(4) 資格審査並びに附帯事業及び任意事業に関する予備的審査.....	24
(5) 現地調査	25
(6) 競争的対話の実施.....	25
(7) 提案審査	25
5 優先交渉権者の選定方法.....	26
(1) P F I 専門委員会.....	26
(2) 審査の方法	26
(3) P F I 専門委員会事務局.....	26
(4) 審査結果の公表.....	27
6 優先交渉権者選定後の手続き.....	27
(1) 基本協定の締結.....	27
(2) 基本協定が締結されない場合及び実施契約の締結に至らない場合の措置.....	27
(3) 市及び優先交渉権者による運営準備行為.....	27
(4) 運営権の設定及び実施契約の締結.....	27
(5) 義務事業の承継等及びその他準備.....	28
(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受.....	28
(7) 本事業の開始.....	28
7 応募に関する留意事項.....	28
(1) 応募の前提	28
(2) 応募者の提出する提案書類.....	29
(3) 提案書類の取扱い.....	29
(4) 市からの提示資料の取扱い.....	29
(5) 応募の無効	29
第4 その他	31
1 議会の議決	31
2 その他	31
別紙1-1 西遠浄化センター一般平面図（全体）	32
別紙1-2 西遠浄化センター一般平面図（拡大）	33
別紙1-3 浜名中継ポンプ場一般平面図.....	34
別紙1-4 阿蔵中継ポンプ場一般平面図.....	35
別紙2 任意事業実施可能な敷地.....	36
別紙3 任意事業に関する貸付料.....	37
別紙4 P F I 法等における用語と本事業における用語の関係性.....	38
別紙5 料金收受代行業務フロー.....	39
別紙6 守秘義務対象の開示資料.....	40

はじめに

浜松市（以下「市」という。）は、浜松市公共下水道事業における西遠処理区（以下「本処理区」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者が設立した特別目的会社（以下「S P C」という。）に対して、本処理区運営権者（以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

本募集要項は、市が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による事業者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用する。また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても、拘束するものとする。

第1 本公募の概要

(1) 公共施設等の管理者の名称

浜松市長 鈴木 康友

(2) 担当部局

浜松市上下水道部 上下水道総務課 官民連携グループ（以下「担当部局」という。）

住所： 浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号

電話番号： 053-474-7019

電子メールアドレス： gesui-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

本公募において実施する事務に関し、以下のとおりアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置くこととし、必要な助言を求める。

- ① 新日本有限責任監査法人
- ② アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(3) 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑨までの書類（これらに補足資料、浜松市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。①から⑧までの書類は、審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑥までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）

- ⑤ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング基本計画（案）
（以下「モニタリング基本計画（案）」という。）
- ⑥ 関連資料集
- ⑦ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ⑧ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑨ 参考資料集

なお、募集要項等と浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業実施方針（平成 28 年 2 月 29 日公表。以下「実施方針」という。）及び実施方針に関する意見又は質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

第2 本事業の概要

(1) 事業の背景・目的

本事業の対象施設を含む西遠流域下水道事業は、公共用水域の水質汚濁の防止と地域住民の生活環境の改善を図るため、静岡県で最初の流域下水道として昭和48年度に事業着手され、その後、旧浜松市、旧可美村、旧舞阪町、旧雄踏町、旧浜北市、旧天竜市の順で供用が開始された。平成17年7月1日の天竜川・浜名湖地域12市町村の合併により、流域下水道事業に関連する3市2町（旧可美村は平成3年5月1日に合併済）が全て浜松市となったため、「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年5月26日法律第59号）第20条の規定に基づき、平成28年4月1日に静岡県から浜松市の公共下水道に事業移管された。

西遠流域下水道の処理区（西遠処理区）は、平成27年度末において、面積が10,346ha、年間汚水処理水量が4,477万 m^3 と、浜松市公共下水道全体のそれぞれ13,944ha、8,745万 m^3 に対し、約5～7割を占める最大の処理区である。

市では、移管に伴い本処理区に従事する職員の配置が必要となるが、行財政改革の一環として組織のスリム化に取り組んでおり、西遠処理区を運営するために大幅な増員は難しい状況にある。あわせて、この移管を機に運営の一層の効率化を推進する必要もある。

このため、本処理区に係る主要施設である西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場における運営等について、PFI法に基づく本事業の実施により、長期間にわたり維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営が実現されるとともに、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待するものである。

さらには、それを踏まえた上で、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程や本事業用地内における未利用地の有効活用など、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法の提案についても期待するものである。

(2) 基本運営方針

本事業をより適切に実施するため、運営権者に遵守を求める事業運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。

ア 公共用水域の水質保全と循環型社会の構築に資するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、汚水と汚泥を適正に処理すること。

イ 低炭素型の下水処理を実現するため、長期的に有効な省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術等を導入し、かつライフサイクルコストの縮減を図ること。

ウ 市と民間事業者の技術力を協働で発揮し、施設や設備の長寿命化や計画的な更新により、下水道機能の的確な保全と継続的な維持管理費及び改築費の縮減に取り

組むこと。

エ 簡素で能率的な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。

オ 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用など浄化センター、ポンプ場の立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。

(3) 用語の定義

本募集要項において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
経営	事業全体を管理・遂行すること 事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の収受、モニタリング等
改築	更新、長寿命化及び附設の総称
更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えること
長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること
維持管理	修繕、維持の総称
修繕	所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの

(4) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設（以下「運営権設定対象施設」という。）は、以下のとおりである。

- ① 西遠浄化センター（放流渠及び多目的広場駐車場を含む）
 - ・ 供用開始：昭和 61 年 10 月
 - ・ 処理方式：水処理…標準活性汚泥法、汚泥処理…濃縮－脱水－焼却
 - ・ 処理能力：全体計画…400,000 m³/日（日最大）、現状…200,000 m³/日（日最大）
 - ・ 水処理系列数：全体計画…8 系列（64 池）、現状…4 系列（32 池）
- ② 浜名中継ポンプ場
 - ・ 供用開始：平成 9 年
 - ・ 種類別：汚水中継ポンプ場
 - ・ 能力：全体計画…89 m³/分（時間最大）、現状…57 m³/分（時間最大）
- ③ 阿蔵中継ポンプ場

- ・ 供用開始：平成 13 年 11 月
- ・ 種 類 別：汚水中継ポンプ場
- ・ 能 力：全体計画…5.2 m³/分（時間最大）、現状…3.5 m³/分（時間最大）

(5) 事業場所

ア 所在地等

本事業用地は、以下のとおりである。なお、各施設の一般平面図は別紙 1 に示す。

表 1 本事業用地

運営権設定対象施設	所在地	面積
西遠浄化センター	浜松市南区松島町 2 5 5 2 番地の 1	約 280,590 m ²
浜名中継ポンプ場	浜松市南区小沢渡町 1 6 8 1 番地	約 3,700 m ²
阿蔵中継ポンプ場	浜松市天竜区二俣町阿蔵 3 3 0 番地の 5	約 590 m ²

イ 本事業用地の貸付について

本事業用地は全て地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条の 1 第 4 項に規定する行政財産にあたる。運営権者が第 2 (7) アに示す義務事業を行うに当たっては、実施契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、運営権者が第 2 (7) ウに示す任意事業を行う場合には、運営権者は市と公有財産賃貸借契約を締結することで、第 2(8)アに規定する本事業期間中は、本事業用地を使用できるものとする。

(6) 事業方式

本事業は、P F I 法第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

第 3-5 に定める手続きによって選定され、市との間で基本協定（第 3-6(1)に規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする S P C を設立する。

S P C は市から運営権設定対象施設について運営権の設定を受け、運営権者となる。

運営権者と市は実施契約を締結し、これに定めるところにより、本事業を実施する。

(7) 事業の範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとする。

なお、運営権者は、本事業に係る業務のうち、経営における企画・管理業務及び改築における監督業務を除いて第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。また、委託等を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書（案）、実施契約書

(案)を参照すること。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

(ア) 経営に係る業務

- ・事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- ・委託等
- ・利用料金の收受
- ・モニタリング
- ・危機管理及び技術管理
- ・環境対策及び地域貢献

(イ) 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・更新
- ・長寿命化
- ・附設

(ウ) 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・修繕
- ・維持

イ 附帯事業¹

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第 3-3(1)に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。

市は汚泥処理工程を活用した附帯事業を想定しているが、応募者の創意工夫により、他の工程を活用した附帯事業の提案があった場合はこれを妨げない。応募者が提案審査において附帯事業を提案する場合、平成 28 年 8 月 16 日から平成 28 年 8 月 23 日までに参加資格審査申請書とともに提案概要書を市に提出し、予備的審査を受けること。市は提案概要書のうち附帯事業について、政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。

市は運営権者に汚泥を無償で提供する。また、附帯事業から得られる収入は運営権者に帰する。想定される汚泥の質と発生量は、要求水準書（案）「別紙 4 設計条件」に示す。ただし、市は提供する汚泥の量及び質等について何ら責任を負わない。

¹ 附帯事業の例としては、汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業や固形燃料化事業などが想定される。

ウ 任意事業²

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

運営権者は、別紙 2 に示す敷地の範囲内において関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で、任意事業を提案することができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずること。なお、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て運営権者の責によるものとする。

応募者が提案審査において任意事業を提案する場合、平成 28 年 8 月 16 日から平成 28 年 8 月 23 日までに参加資格審査申請書とともに提案概要書を市に提出し、予備的審査を受けること。市は提案概要書のうち任意事業について、政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。事業期間中に提案を行う場合においても、同様の提案概要書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。ただし、提案概要書を提出した場合であっても、応募者の判断により、提案を取り消すこともできる。

任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 22 条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合は、運営権者が相当額を負担する。

なお、任意事業を行うに当たっては、運営権者は、市と公有財産賃貸借契約を締結しなければならない。

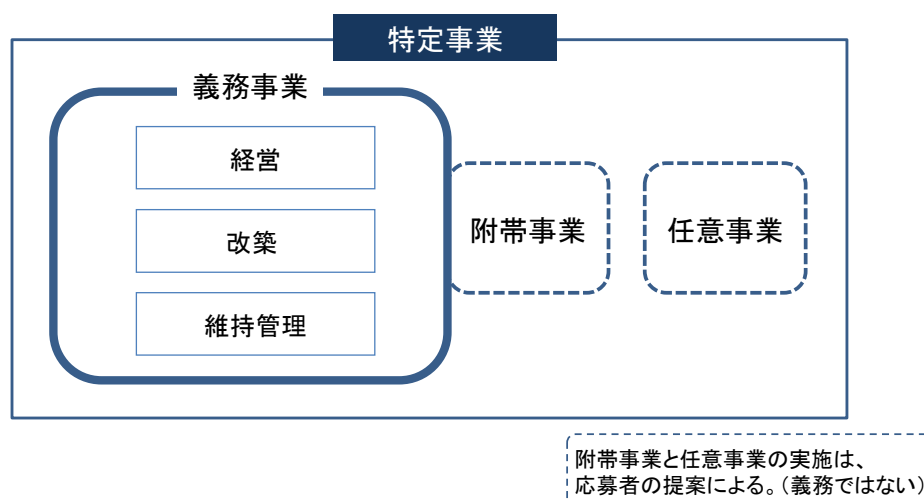


図 1 事業範囲の定義

² 任意事業の例としては、太陽光発電事業や風力発電事業、下水道技術の調査研究事業などが想定される。

表 2 附帯事業と任意事業の整理

区分	運営権	施設所有権	設置費・改築費 負担	維持管理費 負担
義務事業	設定対象	市	市・運営権者	運営権者
附帯事業	設定対象	市	市・運営権者	運営権者
任意事業	設定対象外	運営権者	運営権者	

なお、事業の範囲は、別紙4「PFI法等における用語と本事業における用語の関係性」も参考にすること。

(8) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の20年を経過する日が属する事業年度の末日（第2(8)イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は平成30年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は平成50年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

イ 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や市の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により第2(8)ウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

詳細は実施契約書（案）において示すものとする。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない³。

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅

³ 例えば、運営権設定日が平成29年10月1日、本事業開始日が平成30年4月1日となった場合、当初運営権存続期間の終了日は平成50年3月31日とし、本事業の延長がされたときであっても、その終了日は平成55年3月31日を超えることはできない。

する。

エ 本事業期間終了時の取扱い

(ア) 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

(イ) 本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額

市は、第2(11)ア(イ)に示す運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払った本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を運営権者に対して支払う。

(ウ) 原状回復費用等

運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書(案)「第11章(1)施設機能確認」に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、第2(8)エ(イ)に示す支払い額から控除する方法により支払う。

(エ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等

本事業の実施のために、運営権者が本事業用地内及び施設に所有する資産(市が買い取る資産を除く。)については、全て運営権者の責任において処分しなければならない。この場合、本事業用地については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。市は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、市又は市の指定する者が必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。この場合、当該資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡すものとする。なお、買取価格の算定方法は、市又は市の指定する第三者の指名する評価専門家(事業期間終了後に本事業を実施する者を新たに公募する場合は、市の指定する評価専門家とする。)及び運営権者の指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続によるものとするが、売却される資産の額が少額である場合には、簡便な方法により算定されるものとする。

(オ) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

表3 予定事業期間

内 容	期 日
運営権設定日	平成 29 年 10 月
義務事業の承継等	平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月
本事業開始日	平成 30 年 4 月 1 日
本事業終了日・運営権存続終了日	平成 50 年 3 月 31 日 ※平成 55 年 3 月 31 日（最大限延長した場合）

(9) 使用料及び利用料金

ア 本事業における使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、本処理区において下水を公共下水道に排除してこれを使用する者（以下「使用者」という。）は、当該公共下水道を使用したことで市に支払う料金（以下「使用料」という。）及び運営権者に支払う料金（以下「利用料金」という。）を使用料と利用料金を併せて以下「使用料等」という。）を支払うものとする。

なお、使用料等の算出方法は、浜松市下水道条例（昭和 37 年浜松市条例第 21 号。以下「下水道条例」という。）の規定に基づくものとし、使用者が支払う金額は、汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他の処理区で同一となる。

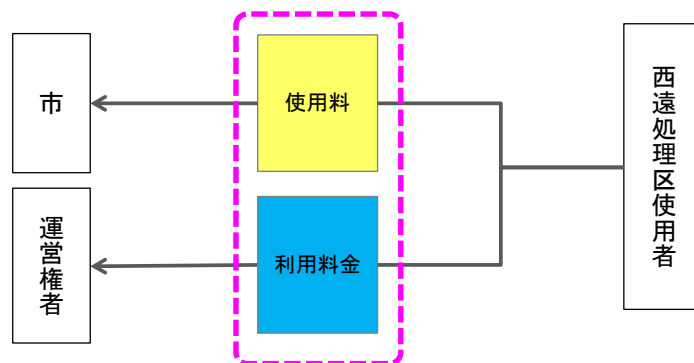


図2 料金の名称

イ 使用料等の改定

市は、下水道条例で定める使用料等の改定⁴（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

運営権者は、5年に1回⁵、料金改定に関して市に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、市と運営権者は協議を行う。なお、あわせて利用料金設定割合（第2(10)に示す利用料金設定割合をいう。）の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う

⁴ 本処理区のみならず、他の処理区も含めた市全体に係る改定。

⁵ 提案を受け付ける時期は、平成 35 年度、平成 40 年度及び平成 45 年度の 3 回とする。

ものとする。

(10) 利用料金の設定及び收受

ア 利用料金の算定

運営権者は、利用料金を使用者⁶から收受する。

当該利用料金は、第2(9)アに示す使用料等に対して、一定の割合（以下「利用料金設定割合」という。）を乗じて算定するものとする。市は、第2(10)ウに示す利用料金の構成（義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含むものとする。）に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、下水道条例にその範囲を定めた上で、同条例施行規程（昭和43年浜松市下水道部管理規程第7号）において規定する。なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は27%とする。ただし、事業開始日までの間に市が料金改定を行う場合、市は運営権者が收受する利用料金の見込総額が提案時と変わらない額となるよう利用料金設定割合の変更を行う場合がある。

イ 利用料金設定割合の改定

(ア) 料金改定に伴う利用料金設定割合の改定

運営権者は、第2(9)イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、5年に1回⁷、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、第2(9)イと同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行うものとする。

ただし、本事業と関係の無い目的で市が料金改定を行う場合、市は利用料金設定割合を見直す場合がある。

(イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近3年の間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と運営権者は利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下a又はbのいずれかの事象が発生する場合とし、詳細は実施契約書（案）に示す。

a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が收受する利用料金が、市が参考資料集で示した利用料金見込額から直近3年の間に累積で5.5%以上増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合

b 日本銀行が公表する国内企業物価指数（総平均）が、直近3年の間に累積で3%以上増減し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

⁶ 西遠処理区に対して区域外接続を行う使用者は、本事業においては本処理区使用者と同じとみなし、利用料金の收受対象とする。

⁷ 提案を受け付ける時期は、平成35年度、平成40年度及び平成45年度の3回とする。

(ウ) 法令等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定

法令等の変更又は市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により運営権者が負担する費用が著しく増減する場合として以下 a、b 又は c のいずれかの事象が発生する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。

- a 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- b 義務事業又は附帯事業に直接関係する税制等⁸の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- c 市側の事由による義務事業又は附帯事業の内容の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合

(エ) その他市が必要と認める場合

上記(ア)から(ウ)までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、利用料金設定割合の改定の必要性が発生した場合、市は、運営権者に協議を申し入れることができる。

ウ 利用料金の構成内容

運営権者が収受する利用料金の構成を表 4 に例示する。実施契約締結後、同表を参照して市と運営権者は利用料金の構成を定める。経営に係るモニタリングについては、上記で定める構成を基に行う。また、利用料金設定割合の改定に際しても、市と運営権者が定めた利用料金の構成を基に協議を行う。

表 4 利用料金の構成

項目		内容
①経営	a. 一般管理費	経営全般に係るもの
	b. 支払利息	運営権者に係る支払利息
	c. 租税公課	運営権者に係る税金等
②改築	d. 改築費	改築に係る運営権者が負担する費用
③ 維持管理	e. 修繕費	修繕に係るもの
	f. ユーティリティ費	電気、薬品、消耗品、燃料費等の調達に係るもの
	g. 処理場等運転費	処理場及びポンプ場等の運転に係るもの
	h. 保守管理費	保守点検等に係るもの
	i. 利用料金収受費	利用料金収受に係るもの
	j. 廃棄物処理費	廃棄物処理に係るもの
	k. その他費用	その他業務に係るもの
④利潤	l. 利潤	経営に必要な利潤

⁸ 直接関係する税制等とは、具体的には、事業所税を想定しており、広く一般に適用される法人税などではない。

エ 利用料金収受代行業務

実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、市は利用料金について、運営権者を代行して、市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収する。市は徴収した利用料金を保管し、翌々月末日までに運営権者に送金する。運営権者は浜松市上下水道部における会計間の負担に関する事務取扱基準第4条(1)に基づく下水道使用料の調定及び収納等に関する経費のうち、本事業に係るものを委託料として市に支払う。なお、運営権者は委託料を年間2回(10月及び5月)に分けて支払う。実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約及び委託料の算定方法の詳細については実施契約書(案)に示す。

なお、利用料金収受代行業務の概要を別紙5「料金収受代行業務フロー」に示す。

オ 債権の担保のための利用料金の引当て

要求水準違反違約金及び契約解除違約金について、市は、保管した利用料金を引き当てることができる。

カ 利用料金の未納者への対応

本処理区における未納者への支払いの催促等については第2(10)エに示した契約に基づき、市が運営権者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

詳細については実施契約書(案)に示す。

(11) 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。

ア 義務事業及び附帯事業

(ア) 経営に係る業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

(イ) 改築に係る業務

運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額のうち本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を除いた部分を負担することとし、市は、改築に係る費用の10分の9相当額を負担することとする。市は、運営権者が市に代わって支払った10分の9相当額の支払いにあたり、借入れと国補助金を充当する予定である。市から運営権者の支払いについては、国補助金の制度に基づいたスケジュールとし、詳細は実施契約書(案)に示す。また、年度をまたいで行われる工事については、出来高払いとすることができる。なお、本事業においては、前払金は想定していない。

運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち第2(8)エ(イ)に示す本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を、市は本事業期間終了

時に運営権者に対して支払う。ただし、運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書（案）「第 11 章（1）施設機能確認」に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の支払い額から控除する方法により支払う。

（ウ）維持管理に係る業務

運営権者は、維持管理に係る費用の全てを負担する。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

任意事業を実施する場合、運営権者は浜松市に対して、浜松市公有財産管理規則（昭和 39 年浜松市規則第 30 号）及び浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和 39 年浜松市条例第 34 号）に基づき、任意事業に要する面積に応じて算定される当該年度の貸付料を、任意事業を実施しようとする当該年度開始日の前日までに一括で市の指定する口座に振り込むものとする。貸付料の詳細は、別紙 3 に示す。

（12）改築等の取扱い

ア 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、実施契約に基づき運営権設定対象施設の改築を行う。市は本事業期間中の改築に要する総額を約 278.9 億円（消費税及び地方消費税を含まない。）と想定している。これを上限として、応募者は改築について提案すること。なお、5 事業年度毎の上限額は提案様式Ⅱ - 1 に示すとおりである。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする。

イ 改築を行った施設の所有

市又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

ウ 改築の対象

市及び運営権者は、協議の上、詳細を定める。改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、運営権者が提案し市が必要と認めたものは、国補助金の対象とならない改築も実施することができる。

エ 本事業開始後に市が実施する工事の取扱い

本事業開始後に市が公益上の判断により実施する工事については、市が費用負担する。運営権者の業務に調整が必要となる工事は、市は運営権者と協議の上、実施するものとする。

(13) 市から運営権者への職員の派遣

運営権者がPFI法に基づく市職員の派遣を要請した場合は、市及び運営権者は、市職員の派遣に関し協議する。当初派遣期間は関連法令等に基づき3年とし、運営権者が派遣期間の延長を希望する場合は、市の同意を必要とする。市から運営権者へ派遣する人員の人件費、福利厚生費については、市の規定を適用して手続きを行うが、義務事業及び附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）とは別に運営権者がその費用を負担するものとする。

応募者が職員派遣の要請を検討する場合、詳細については、参加資格審査終了後に行われる競争的対話において調整する。

(14) 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、運営権対価を市に支払うものとする。運営権対価は、0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。運営権者は自らが提案した運営権対価のうち4分の1（以下「運営権対価前払金」という。）については本事業開始までに支払うものとし、残る運営権対価は、事業期間にわたり分割（以下「運営権対価分割金」という。）で毎事業年度開始日の前日までに支払うものとする。なお、運営権対価分割金の分割方法は均等とすることとし、市は運営権対価分割金に対して利息を設定しない。

また、運営権者は合意延長の実施の有無に関わらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

(15) リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約等に特段の定めのない限り、原則として運営権者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的理由がある事項については、市がリスクを負うものとする。個別のリスクの詳細については実施契約書（案）に示す。

(16) 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う。

実施契約及び要求水準書で規定する内容が充足していないことが判明した場合、市は、運営権者に対して是正措置や要求水準違反違約金を求めることができる。

モニタリングの具体的な方法等については、モニタリング基本計画（案）を参照のこと。

(17) 保険

運営権者は、本事業期間中、実施契約において市が定める基準以上の賠償責任保険を付保するものとする。なお、市が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

(18) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市又は運営権者は各々の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講ずるものとする。措置等を講じたにも関わらず、本事業の継続が困難な場合は、実施契約の定めるところにより、実施契約は解除又は終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、第2(8)エ(イ)、(ウ)及び(エ)と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、実施契約書（案）を参照のこと。

(19) 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業の優先交渉権者の選定は公募型プロポーザル方式による。

2 選定スケジュール

市は、表5のスケジュールに沿い、優先交渉権者を決定する予定である。なお、市は同スケジュールを変更することができる。

表5 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成28年 5月31日	募集要項等(要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成28年 6月 7日	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成28年 6月 1日～6月20日	募集要項等に関する質問受付
平成28年 8月 5日	募集要項等に関する質問への回答
平成28年 8月16日～8月23日	参加資格審査書類及び提案概要書の提出
平成28年 8月30日	参加資格審査結果の通知 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
平成28年 9月 2日～ 9月30日	現地調査及び競争的対話
平成28年12月 1日～12月 5日	提案書類の提出
平成29年 3月	優先交渉権者の選定、基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年 4月	本事業開始

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、第2(7)に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募者が優先交渉権者に選定された場合、応募企業又はコンソーシアム構成員は、第3-6(3)アに示すSPCに出資して本議決権株式（実施契約書（案））に定

める本議決権株式をいう。)の全ての割当てを受けるものとする。なお、コンソーシアムの場合は代表企業の議決権比率が唯一最大とならなければならない。

- ⑤ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が第3(2)及び(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は新たに第三者に支配された場合は、市に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加資格審査書類の提出以降、応募企業若しくはコンソーシアム構成員を取りやめた後、他のコンソーシアム構成員となることも認めない。
- ⑦ 本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり、多様な資金調達上の工夫の一環として、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。この場合において、応募者が株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者のコンソーシアム構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。なお、市は、同機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同機構に問い合わせるものとする。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の資格要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年浜松市告示第390号）の規定により、平成27・28年度の競争入札参加資格の認定を受けている者。なお、当該認定を受けていない者で、本プロポーザルに参加しようとする者は、市が定める様式により申請をし、当該認定を受けている者と同等の能力を有することの認定を得る必要がある。

- ⑤ 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定の時までの期間に、浜松市物品の購入等に係る入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 市が発注した「浜松市公共下水道西遠処理区公共施設等運営事業に係るアドバイザー業務」を受託した新日本有限責任監査法人(協力事業者としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び株式会社日本経済研究所)及び株式会社NJS、「平成26年度西遠流域下水道に係る公共施設等運営事業の実施に向けた基本計画策定業務」を受託した新日本有限責任監査法人(協力事業者としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所)、「西遠浄化センターを核とした浜松市における地域活性化のための基盤整備調査業務」及び「西遠流域下水道移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査)業務委託」を受託した地方共同法人日本下水道事業団(受託者として日本上下水道設計株式会社)、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 本事業のアドバイザー業務受託者及び当該アドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。

新日本有限責任監査法人

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

- ⑧ 第3-5(1)に規定するPFI専門委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑨ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑩ 本市の市議会議員が役員等となっている法人(主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。)に該当しない者であること。
- ⑪ 本市の市長、副市長、委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)若しくは委員又は浜松市水道事業及び下水道事業管理者が役員等となっている法人(主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるもの)に限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)に該当

しない者であること。

- ⑫ 上記⑥から⑩までに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件

ア 応募企業は、次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の実績要件を満たすこと。

(ア) 次のいずれかを満たすこと。

- a 平成 28 年度に実施中の P F I 法に基づく事業で、国、国の出資若しくは拠出に係る法人、都道府県又は指定都市を管理者とするものであり、かつ事業期間が 10 年以上である事業に係る実績を有すると認められること。なお、事業内容に施設の維持管理を含むと認められる事業に限る。また、共同企業体により実施中の事業については代表企業であると認められること。
- b 平成 28 年度に外国において実施中の上下水道に係る P F I 類似事業であり、かつ事業期間が 10 年以上である事業に係る実績を有すると認められること。なお、事業内容に施設の維持管理を含むと認められる事業に限る。また、共同企業体により実施中の事業については代表企業であると認められること。

(イ) 次のいずれも満たすこと。ただし、必ずしも同一処理場における実績に限定しない。

- a 平成 13 年度以降に、終末処理場における水処理施設の機械設備工事（対象水量 1 万立法メートル以上の散気装置を対象とし、補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であると認められること。
- b 平成 13 年度以降に、日量 30 t 以上の下水脱水汚泥を処理する能力を有する焼却炉施設又は炭化炉施設の建設工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であると認められること。
- c 平成 13 年度以降に、次の (a) 若しくは (b) の電気設備工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であると認められること。
 - (a) 処理能力日量 1 万立法メートル以上の終末処理場における中央監視装置
 - (b) 日量 30 t 以上の下水脱水汚泥を処理する能力を有する焼却炉施設又は炭化炉施設に係る電気設備
- d 機械器具設置工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が 850 点以上の者であること。
- e 電気工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が 850 点以上の者であること。

- (ウ) 次のいずれも満たすこと。ただし、必ずしも同一処理場における実績に限定しない。
- a 平成 13 年度以降に、処理能力日量 1 万立法メートル以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場において、水処理施設の維持管理業務を受託した実績が 1 年以上あること。
 - b 平成 13 年度以降に、日量 30 t 以上の下水脱水汚泥の焼却又は炭化工程を含む汚泥処理の維持管理業務を受託した実績が 1 年以上あること。
- イ 代表企業は、上記アの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち、一つ以上の要件を満たすこと。ただし、(イ)については、a、b 又は c のうち、いずれかを満たし、かつ d 又は e のいずれかを満たせばよい。
- なお、不足する要件については、コンソーシアムの他の構成員が、必ず有すること。また、(イ)の要件について代表企業に不足する要件がある場合、当該不足する要件については、コンソーシアムの他の構成員が、必ず有すること。

4 公募手続き等

(1) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催

市は、募集要項等に関する説明会及び現地見学会を、以下のとおり開催する。

ア 説明会

(ア) 開催日時

平成 28 年 6 月 7 日(火) 午前 10 時 15 分～午前 11 時 30 分

(イ) 開催場所

浜松市地域情報センター（1 階ホール）

浜松市中区中央一丁目 12 番 7 号(J R 浜松駅から徒歩 12 分)

(ウ) 内容

募集要項等の構成、公募手続き等（予定）

(エ) 留意事項

- ・会場の駐車場は利用できないため、公共交通機関又は周辺の駐車場を利用すること。
- ・会場受付において参加申込書の原本を提出すること。
- ・参加する者は、自ら募集要項等を持参すること。
- ・募集要項等に関する質問がある場合は、別途示す様式集の質問書により提出すること。（会場での質問の受付及び質問への回答は行わない。）
- ・写真撮影、映像撮影は禁止する。

イ 現地見学会

(ア) 開催日時

1 回目 平成 28 年 6 月 7 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2 回目 平成 28 年 6 月 7 日(火) 午後 3 時～午後 4 時

※参加受付完了の返信時に市が指定する。

(イ) 開催場所

西遠浄化センター

浜松市南区松島町 2552 番地の 1 (JR 浜松駅より車で約 25 分)

(ウ) 内容

西遠浄化センター内の主要各施設の見学

※3 月 10 日の見学会と概ね同内容

(エ) 留意事項

- ・現地までの交通機関は各自で確保すること。(会場駐車場利用可能)
- ・会場受付(管理棟玄関)において参加申込書の原本を提出すること。
- ・現地見学会中は、写真撮影、映像撮影を許可するが、誘導する市職員の指示に従うこと。
- ・参加する者は、ヘルメットを持参すること。

ウ 申し込み

参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1 者につき 2 名までとする。参加を希望する場合は、様式集及び記載要領に定める参加申込書を平成 28 年 6 月 3 日(金)午後 2 時までに、第 1 (2)の担当部局へ電子メールにて送信の上、各会場において原本を提出すること。なお、当日、会場での申込みは受け付けない。市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、平成 28 年 6 月 3 日(金)午後 5 時までに電子メールで受付完了の返信を行う。

(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与

ア 守秘義務対象開示資料

市は、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする関連資料集及び参考資料集からなる開示資料(以下「守秘義務対象開示資料」という。)を貸与する。参加資格審査までに開示する守秘義務対象開示資料は、別紙 6 に示す。また、参加資格審査以降、市は参加資格があるとされた者に対し、追加の守秘義務対象開示資料を開示する予定である。追加の守秘義務対象開示資料については、参加表明をする全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を全ての参加資格があるとされた者に開示する予定である。

イ 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務対象開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、守秘義務対象開示資料貸与申込書と守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。なお、守秘義務の遵守に関する誓約書には、参加資格審査以降で開示される資料の守秘義務を含むものとする。

受付期間：平成 28 年 6 月 1 日(水)午前 9 時から平成 28 年 8 月 20 日(月)午後 5 時まで(必着)

提出方法：様式集及び記載要領に従って記入し、第 1(2)の担当部局まで電子メールにより送信した上で、提出期限までに郵送等で送付すること。

貸与方法：守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を第1(2)の担当部局が受領後、速やかに、郵送等で送付する。

第二次被開示者への開示方法：様式集及び記載要領に定める方法に従うこと。

ウ 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従い、市に郵送等で送付すること。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

ア 質問の受付

市は、募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間：平成28年6月1日(水) 午前9時から平成28年6月20日(月)午後5時まで(必着)

提出方法：募集要項等に関する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、電子メールにより送信すること。

なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。提出先は、第1(2)の担当部局とする。なお、電子メール以外での質問には一切応じない。

イ 回答の公表

市は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する質問のうち市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載などの方法により公表する。

なお、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答公表予定日以前に回答を公表することがある。

また、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。

回答公表予定日：平成28年8月5日(金)

(4) 資格審査並びに附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書の受付

審査に参加する応募者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書を作成し提出する。

受付期間：平成28年8月16日(火) 午前9時から平成28年8月23日(火)午後

5時まで(必着)

提出方法：参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書は、第1(2)の担当部局に対し、電子メールにより送信した上で、提出期限までに持参又は郵送等で送付すること。

参加資格の確認基準日：平成28年8月23日(火)とする。

イ 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

市は提案概要書のうち附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。なお、提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案書の内容を拘束するものではない。また、市は、提案概要書を評価の対象としない。

ウ 審査結果の通知

市は、参加資格確認の結果及び附帯事業及び任意事業の実施可否の結果を、応募企業又は代表企業に対して、平成28年8月30日(火)までに通知する。

(5) 現地調査

市は、参加資格があるとされた者に対し、現地調査を実施する機会を付与する。具体的な実施方法については、平成28年8月上旬に示す。

(6) 競争的対話の実施

市は、参加資格があるとされた者に対し、本公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことなどの目的で、競争的対話を行う。市は、その結果を踏まえ、必要に応じて募集要項等の調整を行う。

具体的な実施方法については、平成28年8月上旬に示す。

(7) 提案審査

ア 提案書の受付

提案審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第1(2)の担当部局に対し提案書を提出する。なお、市は、提案書の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

なお、提案書提出後、提案審査参加者は、第3-5(1)のPFI専門委員会において提案に係るプレゼンテーションを行うことを予定している。

受付期間：平成28年12月1日(木) 午前9時から平成28年12月5日(月)
午後5時まで(必着)

提出方法：提出期限までに持参すること。

なお、1者以上の提案審査参加者から提案書の提出がなかった場合、市は特定事業の選定を取り消す。

イ 提案審査結果の通知

市は、提案審査の結果を、応募企業又は代表企業に対して、平成 29 年 3 月に通知する。

ウ 提案書の作成等に係る費用

提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

5 優先交渉権者の選定方法

(1) P F I 専門委員会

市は、優先交渉権者の選定にあたり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 P F I 専門委員会（平成 27 年 7 月 31 日設置。以下「P F I 専門委員会」という。）を設置した。P F I 専門委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき提案審査を行う。なお、委員会は非公開とする。

P F I 専門委員会の委員は以下のとおりである。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、P F I 専門委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。

委員長 森田 弘昭（日本大学生産工学部 土木工学科 教授）

副委員長 寺田 賢次（浜松市水道事業及び下水道事業管理者）

委員 佐古 猛（静岡大学工学部長）

委員 細川 顕仁（日本下水道事業団 研修センター所長）

委員 山口 直也（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授）

委員 小柳 太郎（浜松市財務部長）

委員 田中 文雄（浜松市環境部長）

(2) 審査の方法

ア 資格審査

資格審査では、市において参加資格要件の充足を確認する。

イ 提案審査

提案審査では、提案書について、P F I 専門委員会における審査を行う。審査は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ行う。

市は、P F I 専門委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(3) P F I 専門委員会事務局

P F I 専門委員会の事務局は、担当部局が担当し、公募アドバイザーが補助する。

(4) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も事業費総額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

6 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

(2) 基本協定が締結されない場合及び実施契約の締結に至らない場合の措置

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

(3) 市及び優先交渉権者による運営準備行為

ア S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P C として、会社法に規定する株式会社を浜松市内に速やかに設立しなければならない。なお、事業期間中は S P C の本社所在地を浜松市外に移転させないものとする。

イ 関連資料集及び参考資料集の更新

市は、優先交渉権者の選定後実施契約締結までの間に、関連資料集及び参考資料集の内容を募集要項等公表後の下水道事業運営を踏まえたものに更新し、優先交渉権者に提示する。

ウ 運営権設定対象施設の調査

優先交渉権者は、S P C の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、市及び市が運転維持管理を委託する事業者が協力する範囲で現地調査を実施することができる。

エ 改築に関する協議

市及び優先交渉権者は、市が策定する平成 30 年度から平成 34 年度の第 1 期改築計画に基づき、改築に関する協議・調整を行う。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、S P C に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権

者は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。

市と運営権者は、実施契約書(案)の内容に従い運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された募集要項等の修正には、原則として応じない。

また、市及び運営権者は、実施契約の締結後、本事業開始予定日までに実施契約に定める条件を充足する。

なお、市は、P F I 法第 19 条 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を市ホームページへの掲載などの方法により公表するものとする。

(5) 義務事業の承継等及びその他準備

市及び運営権者は、実施契約に従い義務事業の承継等及びその他の準備を行う。

(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を市から譲り受ける。

譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

(7) 本事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に、本事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎを完了し、実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

7 応募に関する留意事項

(1) 応募の前提

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

イ 費用負担等

本公募における全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

ウ 書面主義

本公募に関して市に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なる場合は日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料とし

て応募者から提供される印刷物については外国語も認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

エ 通貨及び単位

提案書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

オ 本公募状況の取扱い

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、参加資格審査の受付から審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

(2) 応募者の提出する提案書類

応募者は、様式集及び記載要領に従い提案書類を作成する。

(3) 提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

ア 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

イ 特許権等

市は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

ウ 提案書類の公開について

市は、必要に応じて、提案書類の一部を公開する場合がある。

エ 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

オ 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、提案審査において市に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーション時の事業提案内容に係る質問に関する回答についても同様に扱う。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本公募の検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 「第3-3 応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき
- ② 提案書類が不足しているとき
- ③ 提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 市の許可なく、本事業の選定に関し、市職員に接触したとき
- ⑥ 市の許可なく、P F I 専門委員に接触したとき
- ⑦ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑧ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑨ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑩ 2 通以上の提案書類を提出したとき
- ⑪ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

第4 その他

1 議会の議決

運営権の設定及び実施契約に関する議案を平成29年9月浜松市議会定例会に提出予定である。

2 その他

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、市は募集要項等を改正し修正版を公表する。

情報提供

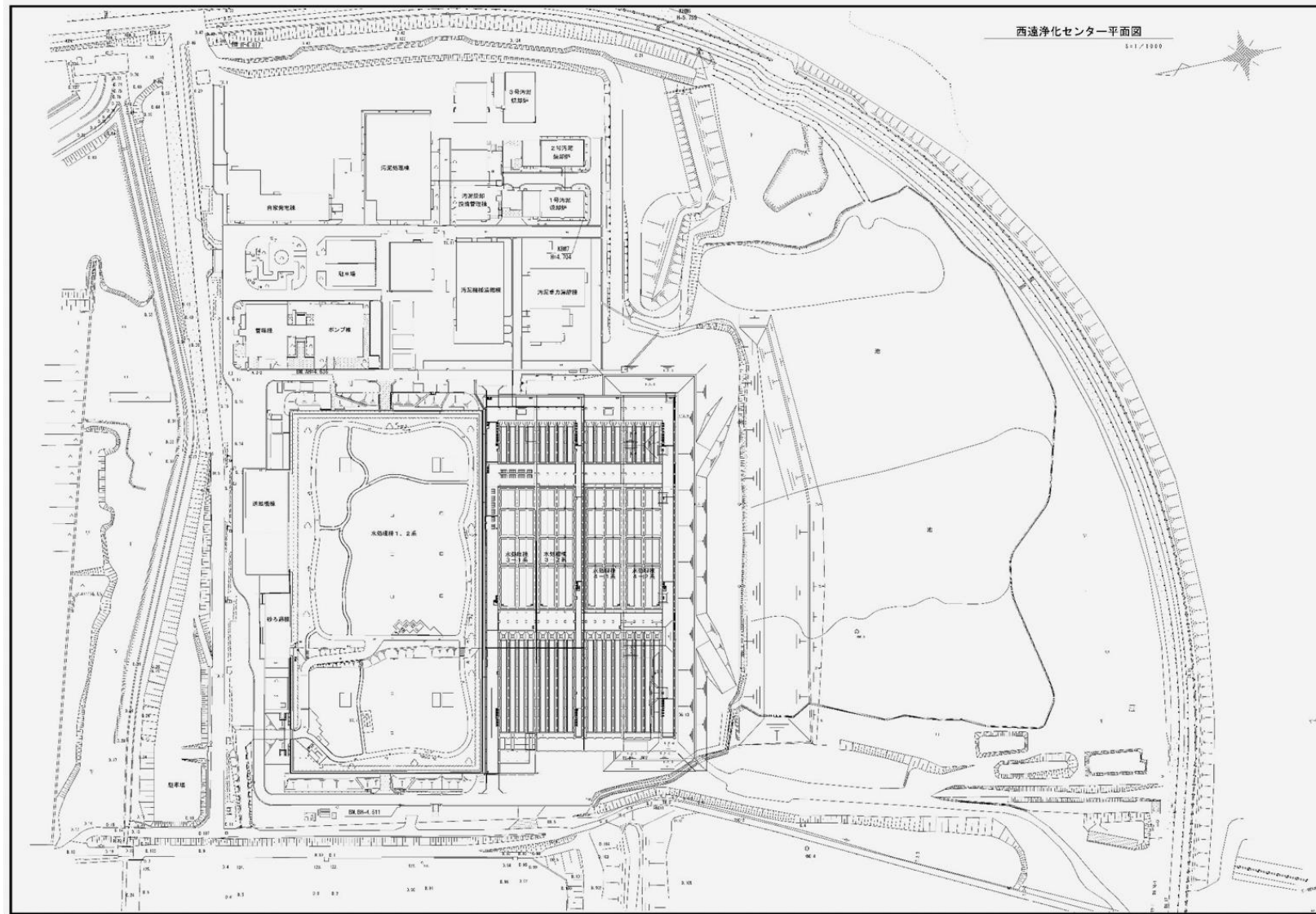
本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

浜松市公式サイト

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業ページ

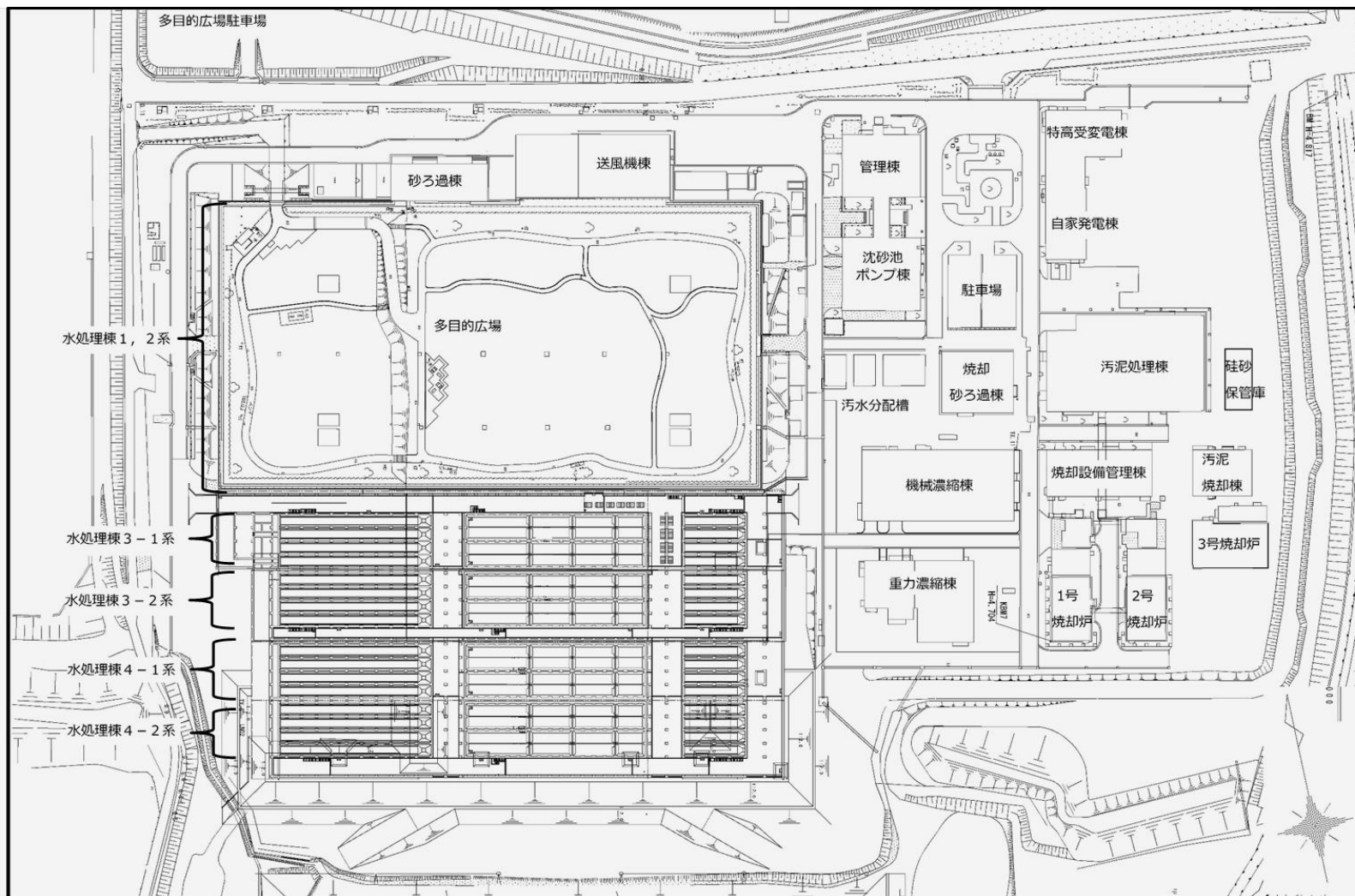
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/gesui/seien/pfi.html>

別紙1-1 西遠浄化センター一般平面図(全体)



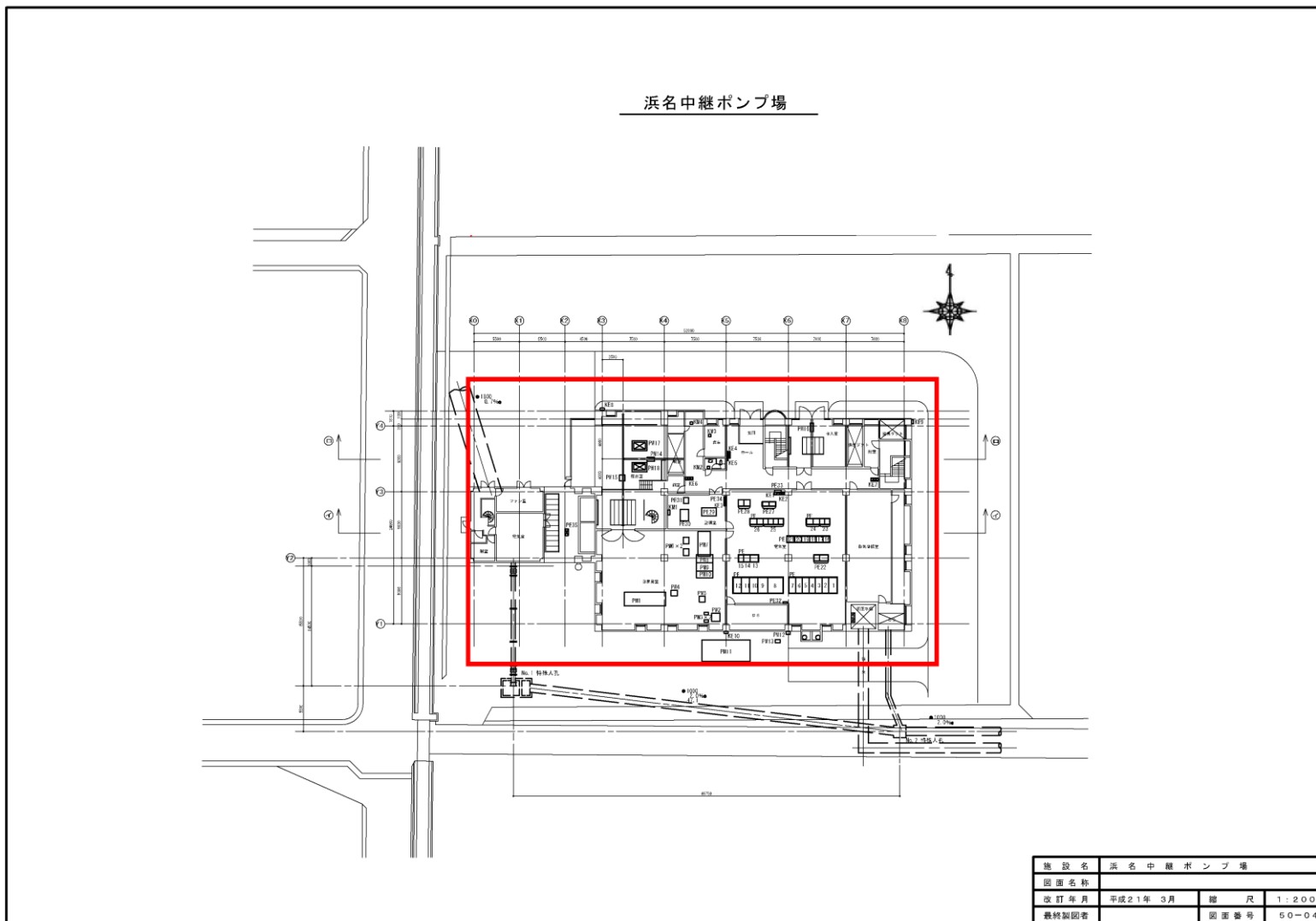
(出典：公益財団法人静岡県下水道公社資料 平成27年4月)

別紙 1-2 西遠浄化センター一般平面図 (拡大)



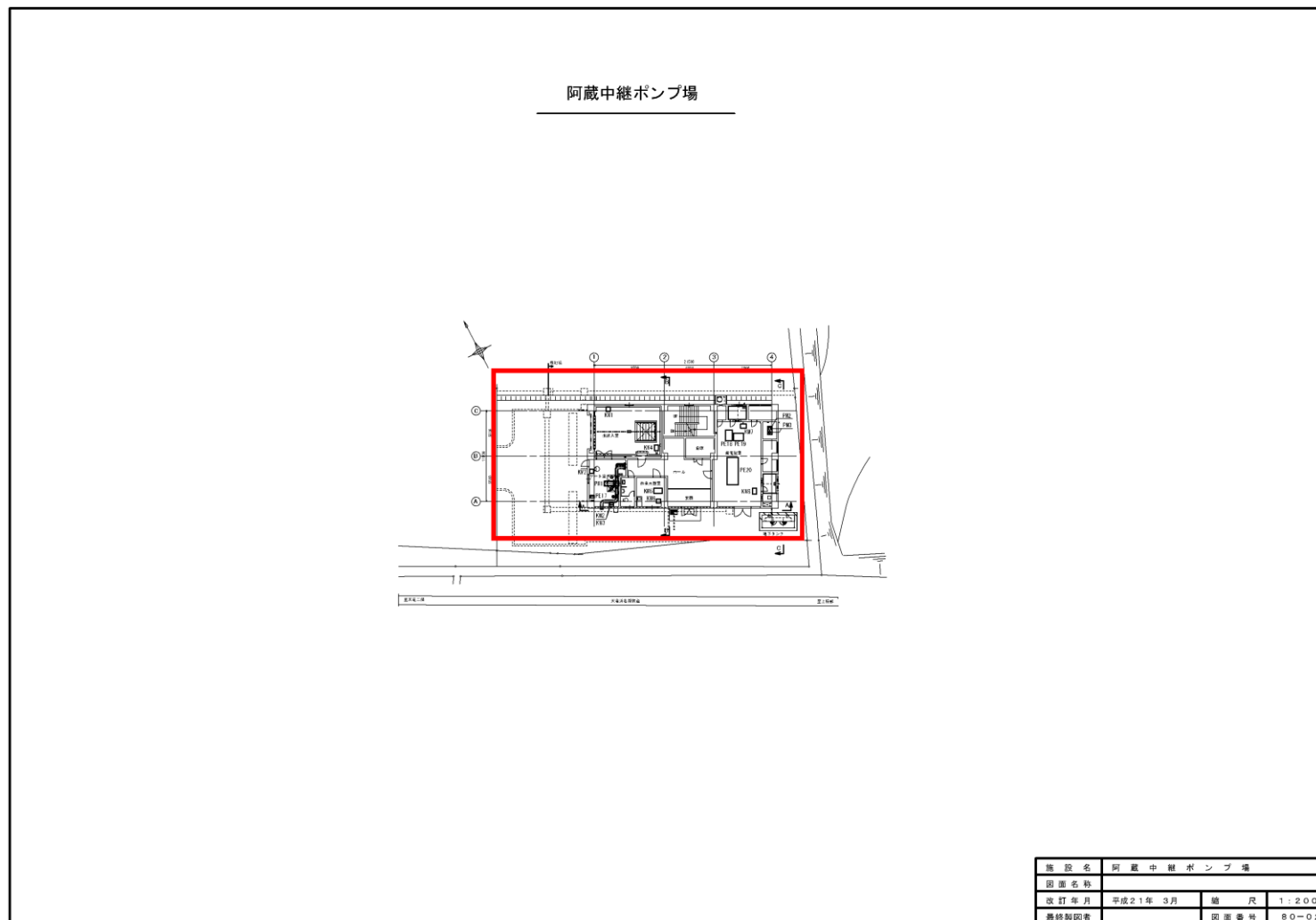
(出典：公益財団法人静岡県下水道公社資料 平成 27 年 4 月)

別紙 1 - 3 浜名中継ポンプ場一般平面図



(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査) 業務 平成 27 年 3 月 浜松市)

別紙 1 - 4 阿蔵中継ポンプ場一般平面図

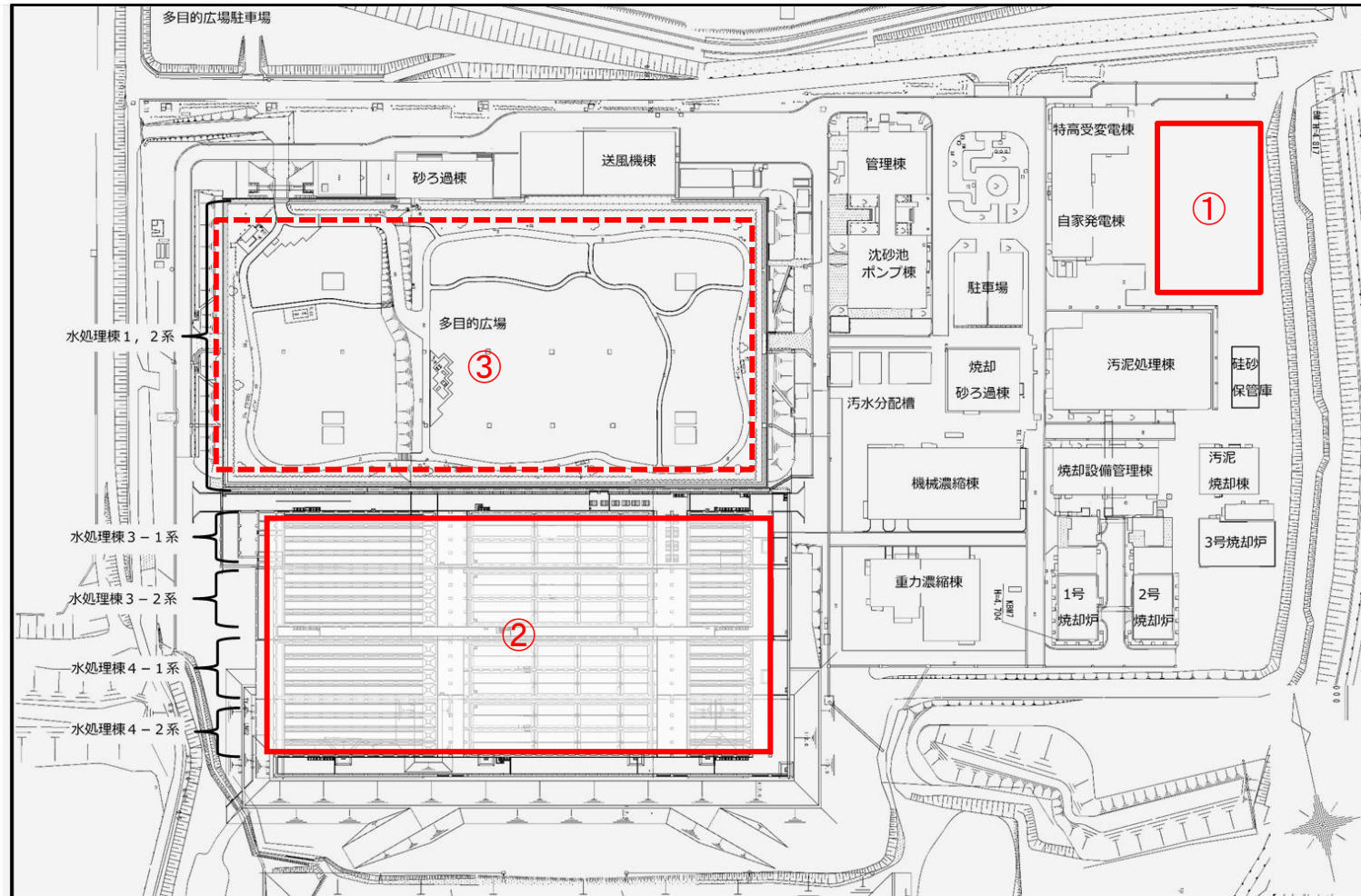


(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査)業務 平成 27 年 3 月 浜松市)

別紙2 任意事業実施可能な敷地

西遠浄化センター

- ① 自家発電棟東側
- ② 水処理棟 3・4系上部
- ③ 多目的広場 ※公共緑地空間として市民に開放することが前提であり、原則として設備の設置は不可



※浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場における任意事業の実施は想定していない。

別紙3 任意事業に関する貸付料

任意事業に係る公有財産貸付料は以下に基づき算出する。

1 土地貸付料の算定方法（土地のみを貸し付ける場合）

(1) 土地貸付基準額

1 m²当たり 1,305 円

(2) 土地年額貸付料の算定

1 m²当たりの土地貸付基準額×使用面積＝土地年額貸付料（円未満切り捨て）

※建物を貸し付ける場合

1 m²当たりの土地貸付基準額

×使用面積（×建築面積／建築延面積）＝土地年額貸付料（円未満切り捨て）

2 建物貸付料の算定方法（建物を貸し付ける場合）

(1) 建物の価格の算定方法

建築価格×年次別建築費指数×（1－建物経年減価率×経過年数）÷建物延床面積

＝ 1 m²当たりの建物価額（円未満切り捨て）

※1 年次別建築費指数表は、許可該当年度の前年度適用分を使用すること

※2 建築年次は暦年でとらえること

※3 経過年数は許可該当年度の前年度の3月31日時点の経過年数で計算すること

(2) 建物年額貸付料の算定

1 m²当たりの建物価額×12／100×使用面積＝建物年額貸付料（円未満切り捨て）

(3) 土地年額貸付料の算定

「1 土地貸付料の算定方法（土地のみを貸し付ける場合）」を参照して算定

(4) 建物年額貸付料（土地＋建物）の算定方法

＝土地年額貸付料＋建物年額貸付料＝建物年額貸付料（土地＋建物）

※別途消費税が加算される（円未満切り捨て）

別紙4 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI法並びに運営権がトドラインにおける用語		実施方針における記載		本事業における整理	運営権	特定事業
運営等	運営	経営		事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理等の事業全体の管理	運営権範囲内	特定事業範囲内
		維持管理	維持	処理場・ポンプ場施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの		
			修繕	所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること		
	維持管理 資本的支出	改築	更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えること		
			長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること		
			附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること※1		
		併置 (自主改善)		運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入すること※2		
建設・改修		設置※5		任意事業の実施に必要な設備を導入すること※3	運営権範囲外	特定事業範囲外
				施設の新たな建設又は増築※4を実施すること		

※1 附帯事業に係る新規設備の導入とは、例えば、汚泥消化工程導入に伴う消化槽の導入等をいい、その費用負担は義務事業の費用と同様に市及び運営権者とする。

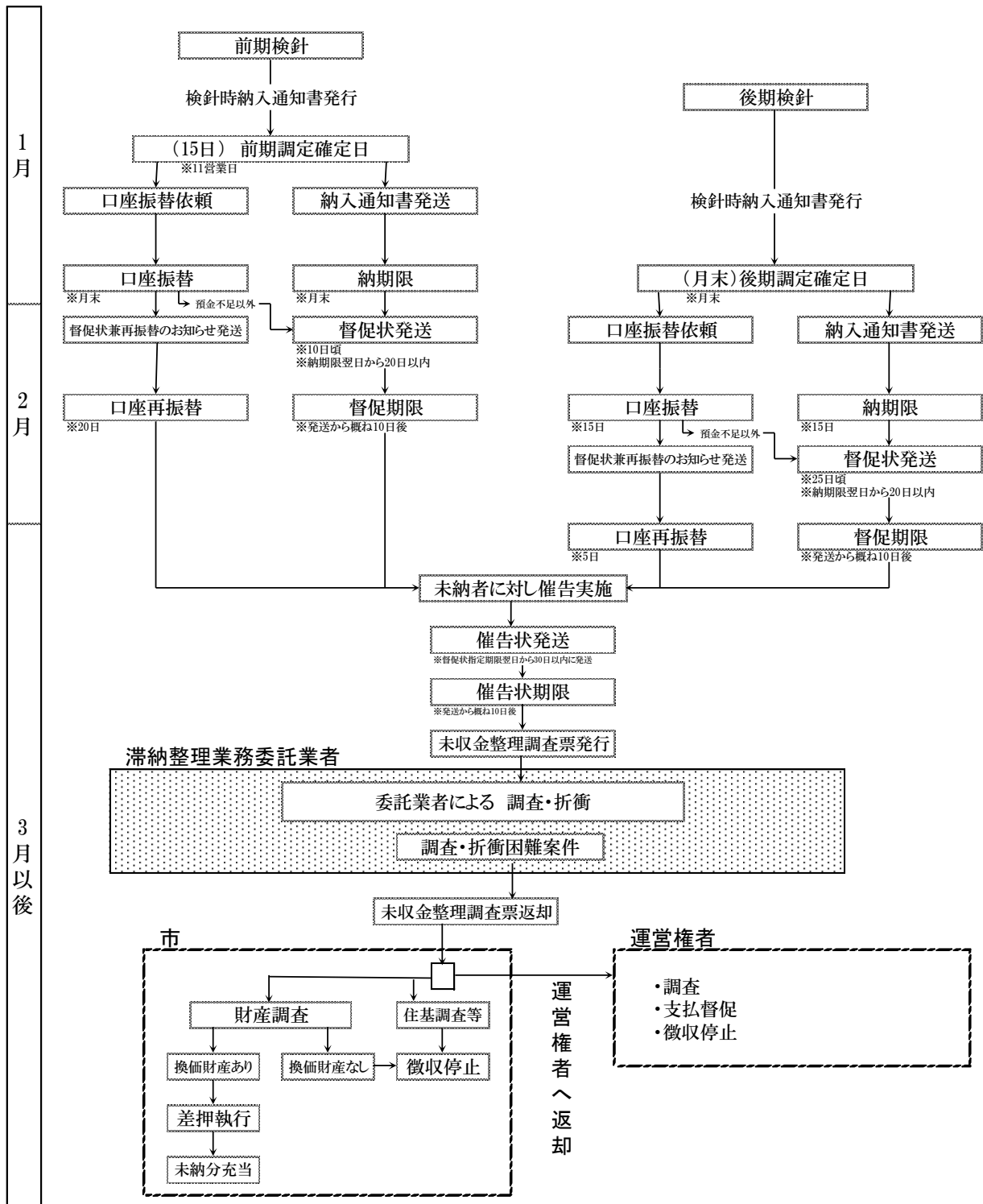
※2 運営権者は、自らが行う運営等の利便性を向上させるために自己負担による設備・機器の導入(例えば、運転管理の効率化に資する水質自動制御装置の導入が考えられる。)を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備・機器は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

※3 運営権者は、任意事業の実施に必要な設備の導入(例えば太陽光発電設備の導入等が考えられる。)を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

※4 市は、施設の新たな建設又は増築(例えば、排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築が考えられる。)を特定事業に関わらず運営権者と協議の上実施することができる。

※5 運営権者が行う設置及び併置については、市による公有財産の貸付け又は使用許可等の手続きが必要となる。

別紙5 料金收受代行業務フロー



※クレジットは、前期・後期の各検針確定日から概ね10日後に立替え納付される

【根拠法令等】

督促状 【地方自治法第231条の3第1項】 【浜松市債権管理条例施行規程の準用する浜松市債権条例施行規則第3条】

別紙6 守秘義務対象の開示資料

関連資料

No.	資料名	種別
資料1	運営権設定対象施設一覧（改築対象）	新規
資料2	改築工事フロー	新規
資料3	料金の調定、徴収、未納債権の回収におけるフロー	新規
資料4	譲渡対象資産一覧	新規
資料5	運営権者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の算定方法	新規
資料6	平成28年度西遠浄化センター他2ポンプ場包括的維持管理業務要求水準書	新規
資料7	平成28年度運営権設定対象施設関連工事の発注予定（発注見通し）	新規
資料8	浜松市下水道事業管理計画（認可）	新規
資料9	運営権の範囲（責任分界）に関する図面	新規

参考資料

No.	資料名	種別
資料1	決算額表（西遠管理費、平成22年度～平成26年度）	
資料2	流域財源表（平成22年度～平成26年度）	
資料3	建設事業費まとめ（西遠流域下水道執行状況、昭和48年度～平成26年度）	
資料4	静岡県下水道公社 維持管理年報（平成22年度～平成26年度）	
資料5	西遠維持管理費実績	更新
資料6	浜松市下水道事業決算報告書（平成22年度～平成26年度）	
資料7	浜松市下水道事業中期財政計画	
資料8	電力、重油、薬品の使用量及び費用に関する資料	
資料9	工事台帳	更新
資料10	機械設備台帳	更新
資料11	電気設備台帳	更新
資料12	建築機械台帳	更新
資料13	建築電気台帳	更新
資料14	メンテナンス履歴台帳	更新
資料15	図面	更新
資料16	長寿命化計画	
資料17	状態監視保全設備健全度一覧	
資料18	状態監視保全設備健全度判定表	
資料19	状態監視保全設備劣化状況写真帳	
資料20	その他設備の施設機能確認調査一覧	
資料21	その他設備のヒアリング調査結果	
資料22	委託内容に関する資料	
資料23	機械・電気設備完成図書（「資料15 図面」に集約）	
資料24	水質測定及び汚泥処理状況一覧	更新
資料25	人員数に関する資料	
資料26	事業期間中の使用料等及び利用料金の見込額、推移予測	新規
資料27	中期改築シミュレーション結果	新規
資料28	利用料金収受代行業務の委託費算定方法	新規
資料29	過去の滞納件数・収納率、納付方法別件数推移	新規
資料30	西遠処理区における排水量ランク別 件数・排水量・調定額	新規
資料31	任意事業の実施可能な敷地及び地質調査結果	新規
資料32	浜松市上下水道部・浜松市上下水道復旧部 業務継続計画（案）	新規
資料33	市の加入保険（第三者賠償保険仕様書）	新規
資料34	土地情報（公図）	新規
資料35	浜松市下水道事業決算報告書 収益的収入及び支出（西遠処理区）	新規
資料36	静岡県下水道公社 維持管理月報（平成23年度～平成27年度）	新規
資料37	浜松市下水道使用料 改定単価履歴	新規
資料38	各施設における水処理日報（H27.9月）	新規

※種別

新規：新たに開示する資料

更新：実施方針公表時（平成28年2月29日）に開示した資料で内容が更新されたもの

無印：実施方針公表時（平成28年2月29日）に開示した資料で同内容のもの